

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A会社に雇用され、平成〇年〇月〇日からはB所在のC会社（以下「会社」という。）D店及びE店（以下、両店併せて「事業場」という。）に転籍し、事業場の店長として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊頸により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を当初〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をしたが、給付基礎日額に誤りがあったとして、平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで給付基礎日額を〇円とする変更決定処分を行った。

請求人は、これらの変更決定処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）の主張の趣旨は、①始業時刻について、朝礼があった日は午前〇時に出勤しており、月に1回のF会社で朝礼が行われた日には午前〇時〇分には出勤していることから、それぞれ〇分及び〇時間の労働時間を認めるべきである、②休日にはF会社で通行証に関する研修が行われていたはずであり、当該研修日を勤務日として労働時間に算入すべきである、③休息時間を1時間と判断しているが、実質的にはそのような休息時間はとれなかった、との3点にあると考えられる。

(2) そこで、当審査会において、検討すると、以下のとおりである。

ア 始業時間について

事業場関係者の申述によると、E店においては朝礼は行われておらず、D店での朝礼も午前〇時〇分あるいは午前〇時〇分ごろであったとされている。

当審査会では、これら事業場関係者の申述を精査するも、その内容には整合性があり、被災者の出勤時刻は午前〇時〇分であったとすることは妥当であると判断する。

イ F会社G店等の入館証発行に係る研修について

F会社の入館証を得るための研修が行われていた可能性は否定できないものの、それが被災者の休日に実施されたか勤務日に実施されたかについては

関係資料から明らかでなく、休日出勤があったとして認めることはできないとの審査官の判断は妥当であると判断する。

ウ 休息时间について

請求人らが提出した元事業場関係者のH及びI作成の陳述書によると、要旨、「被災者が1日1時間の休息を毎日取っていたとは考えられない。」と述べている。

この点、当審査会において一件記録を精査したところ、確かに、店長という仕事の性質上、被災者が定時に確実に休息を取得できていたとは言えないところであるが、事業場関係者の申述によると、「まかないは1回〇分程度であるが、それ以外にも雑談などを〇時間程度していた。」、「〇時間から〇時間の間について店を空けており、その間は何をしていたかわからない。」、「まかない以外にも〇分くらいは、休息中の職員と雑談していた。」と、より具体的な状況が述べられている。

当審査会としては、上記H及びIの申述は、店内において1時間の休息を毎日とっていたことは否定しているものの、2つの店の行き来の間やその他において休息時間がなかったとまでは断定していないことを考慮すると、事業場関係者の申述から、被災者は、少なくとも1日1時間程度の休息時間をとっていたとする審査官の判断は合理性があるものと思料する。

エ 平成〇年〇月及び同年〇月における被災者の労働時間数について、審査官は勤務表の記載をもとに 出勤時刻について平成〇年〇月分で午前〇時とした日数が〇日、午前〇時とした日数が〇日、同年〇月分で午前〇時とした日数が〇日とする修正を行っており、当審査会において再確認するも、審査官の修正は適正であると判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の平均賃金は、労働者災害補償保険法第8条の5の規定に基づき算定した〇円となるところであるが、監督署長が算定した給付基礎日額を超えないものであるから、同署長が給付基礎日額〇円として、請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は、妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。